

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年11月24日

**【ファンド名】** ニッポン・オフショア・ファンズ -  
エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド  
(Nippon Offshore Funds - Emerging Currency Bond Fund)

**【発行者名】** B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド  
(BNY Mellon International Management Limited)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 スコット・レノン  
(Scott Lennon, Director)

**【本店の所在の場所】** ケイマン諸島、KY1 - 9008、グランド・ケイマン、  
ジョージ・タウン、ホスピタル・ロード27、ケイマン・  
コーポレート・センター、ウォーカーズ・コーポレート・  
リミテッド気付  
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,  
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,  
Cayman Islands)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03 ( 6212 ) 8316

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし。

## 1【提出理由】

ニッポン・オフショア・ファンズ - エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド (Nippon Offshore Funds - Emerging Currency Bond Fund) (以下「ファンド」といいます。)の管理会社であるBNY Mellon International Management Limited (以下「管理会社」といいます。)および受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (以下「受託会社」といいます。)は、2021年11月16日付でファンドの早期償還を決定しました。このため、ファンドは2022年1月14日付で早期償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

2022年1月14日(早期償還日)

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの純資産総額は、早期償還の基準である1千万米ドルを下回っており、今後の資産増加も困難であると見込まれます。そのため、ファンドの投資目的および投資方針に基づいた運用を継続することは非効率となり、受益者の最善の利益に適うものではないと判断されました。このような状況において、受託会社および管理会社は、ファンドを償還することを決定いたしました。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2021年11月16日付の書面により、日本における販売会社(ファンドの受益証券の登録受益者)に通知しました。

### 添付書類

1. 在職証明
2. 委任状